

# 起案用紙（委員会記録用）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	令和5年11月27日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和5年12月8日			保存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	5 四 議 第 418 号			公開	非公開理由		
分類番号	04 - 02 - 03			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 ( 公開 )	四万十市情報公開条例第9条に該当 ( )		
簿冊番号	04 - 05						
委員会名	教育民生常任委員会			会議年月日	令和5年11月20日 (月)		
				会議時間	10時00分 ~ 12時34分		
出席委員	委員長	川 渕 誠 司		委員	大 西 友 亮		
	副委員長	広 瀬 正 明		委員	上 岡 真 一		
	委員	平 野 正		委員	澤 良 宜 由 美		
その他	委員外議員	寺 尾 真 吾		委員外議員	谷 田 道 子		
	委員外議員	前 田 和 哉					
執行部出席者	生涯学習課長	戸 田 裕 介		西土佐診療所事務局長	稲 田 修		
	生涯学習課長補佐	安 岡 栄 治		西土佐診療所事務局長補佐	佐 竹 大		
	生涯学習課長補佐	梶 原 秀 紀		環境生活課長	山 本 聡		
	生涯学習課 文化複合施設整備推進室長	國 見 理		環境生活課長補佐	横 山 昌 之		
	学校教育課長	山 崎 寿 幸		環境生活課 市民生活係長	武 政 真 吾		
	学校教育課 学校給食係長	上 岡 弘 一		高齢者支援課長	武 内 俊 治		
	子育て支援課長補佐	濱 田 英 利		高齢者支援課 主任 (保健師)	安 岡 稚 奈		
	子育て支援課 企画係長	阿 部 一 仁		高齢者支援課 技幹 (保健師)	江 口 亜 里 抄		
	子育て支援課 保育所係長	宇 都 宮 朋 彦		福祉事務所長	渡 辺 和 博		
事務局	事務局長	西 澤 和 史		福祉事務所長補佐	田 中 邦 典		
	事務局長補佐	岡 村 む つ み		福祉事務所 生活福祉係長	戸 田 卓 宏		
記 録							
<p>令和5年9月定例会より継続審査となっている調査事項6件について委員会を開催しました。その概要については以下のとおりです。</p>							

■委員長挨拶により開会。

●初めに所管事項調査アの「一時預かり事業について」子育て支援課から説明を受け、調査を行った。

**【説明：濱田子育て支援課長補佐】**

家庭において保育に欠ける環境となった児童について、一時的に預かり保育を行う、一時預かり事業を令和4年9月より、地域子育て支援センター中村内において開始しております。保護者が子供を連れていけない用事が入った時や、育児に疲れてフレッシュしたい時などに活用するものとなっております。利用定員3名、利用時間は月曜日から金曜日で祝日及び年末年始を除く形で、8時30分から16時30分までの利用となっております。職員体制につきましては、フルタイムの会計年度任用職員1名、パートタイムの会計年度任用職員2名でこの事業に当たらせております。職員と利用者駐車場につきましては、地域子育て支援センター中村利用者用駐車場と併用ということで、旧カメラのキタムラ横のくろしお鉄道高架下敷地を賃借しております。利用者の推移ということですが、令和4年度・令和5年度ともにまだ丸々1年経過していないこともあり、合計としては全体で566人、令和4年度につきましては296人、令和5年度につきましては現在270人ということになっております。ただ、令和5年3月に74名という利用がありまして、これは4月から保育所に入る子供たちがお試しでというのが多いと伺っておりますので、令和5年度も同じような動向をたどりましたら、3月には、またたくさん利用があることが予想されます。あと5ヶ月ございますので、トータルで500人近くの利用が見込まれると考えておるところです。

**【質疑：澤良宜委員】**

なかなかの利用人数になっているかとは思いますが。保護者の方から、こうして欲しいとか何かご意見等集まっているのであれば、教えていただきたいと思っております。

**【答弁：濱田子育て支援課長補佐】**

特に、保護者の方からは、こうして欲しい、ああして欲しいというようなことはあがってはいるんですけども、現在3名ということでお預かりしています。3名が時折4名・5名という形で受け入れたりはするんですが、それができない場合なんかには何とかならないか、というようなお話しはいただいているところなんです。

**【質疑：澤良宜委員】**

5人・6人オーバーした場合は、お断りするという形を現状では取られてますでしょうか。

**【答弁：濱田子育て支援課長補佐】**

スペースの問題と人員配置の問題、両方ございまして、それぞれ時間帯がずれて、1日5名だったり6名だったりすることはあるんですが、5名までは確実に同じ時間体に入れるというような形は取ってはおります。

**【質疑：上岡委員】**

ここの利用料金はどんなになってますか。

**【答弁：濱田子育て支援課長補佐】**

4時間以内で1,000円、4時間を超えるものについては2,000円という形でいただいております。

**【質疑：上岡委員】**

一番最初に本市が行ったサポートセンターとの平等性を考えて料金設定をしているのか。

**【答弁：濱田子育て支援課長補佐】**

サポートセンターの方は、1時間当たり600円ということで活動していただいております。

**【答弁：阿部子育て支援課企画係長】**

平等性のご質問ですが、そもそもの制度・仕組みが異なっておりまして、一時預かりは保育の資格を持ったものが、決められた場所で、平日の昼間だけということとなっております。そういったことで、サービスがかなり限定的、人数も最大5人ということで限定的であります。また利用者も、保育施設等に入所してない子供さんという限定的であるということで、サービスの観点が強いということから料金は低く抑えさせていただいてます。これは保護者の方の支援という視点でございます。

ファミサポにつきましては、地域のボランティアさんのご協力のもと運営している内容でございますが、非常に自由度は高い。ただ、その一方で、地域のボランティアさんがお預かりをするということで、講習等を行って安全を確保はしているんですが、安心感という面では保育士には及ばないのではないかとといった部分もございまして、制度が全然異なりますので、一概に料金の統一化というのは検討できないものなんです。それぞれのサービス状況に見合った料金設定をさせていただいております。

**【質疑：川渕委員長】**

資格者という話もありましたが、フルタイム・パートタイムの会計年度任用職員が3名いらっしゃるんですが、全員保育士の資格を持っているということでしょうか。

**【答弁：阿部子育て支援課企画係長】**

今年度雇用しておりますフルタイム1名は、保育士ではなく国に認められた子育て支援員の一時預かり事業という専門資格を持ったものとなっております。これは、国の規程で保育士と同等に扱うことが認められておりますので、この事業に限定して保育士と同等ということでの運用とさせていただきます。パートタイムの2名は、保育士資格を持ったものと聞いております。

※他に質疑なく終了。

●続いて、所管事項調査イの「こどもの権利について」子育て支援課から説明を受け、調査を行った。

**【説明：阿部子育て支援課企画係長】**

こどもの権利、こどもが意見表明する場の確保の取組の進捗状況につきましては、本年9月議会で川渕議員の一般質問におきまして、12月に示される予定のこども大綱を踏まえて今後検討していくとお答えさせていただいたところです。本日までに国から大綱は示されておられませんので、説明内容が当時の答弁と重複することがあるかと思いますが、ご了承いただきたいと思っております。

まず、国の動向につきましてですが、こちらをご存知のことかと思っておりますが、令和4年6月22日にこども基本法が成立いたしました。第3条におきまして、子供の年齢及び発達の程度に応じて、自己に関係するすべての事項に関して意見を表明する機会、多様な社会的活動に参画する機会が確保されるとうたわれております。また11条におきましては、地方公共団体はこども施策を策定・実施・評価する際には、こども又はこどもを養育する保護者、そしてその他の事業関係者から意見を聴取することということが明記されております。

令和5年4月1日よりこども家庭庁が発足し、正式にこども基本法が施行されたわけですが、現在の状況としましては、9月25日、こども大綱策定に向けた中間整理という形で、こども大綱の内容がおおよそ発表されました。こちらにつきましては、こども・若者を権利の主体として認識し最善の利益を図ること。こどもや若者、子育て当事者の意見を聞きともに考えること等、明記されていたところでございます。

今後、こども大綱の策定・発表を待っている段階でございますが、その中でも、こどもの意見の聞き方の例示としましては、令和4年に当時のこども家庭庁準備室から発表された内容がございました。こどもや若者を対象としたアンケートやパブリックコメントの実施、審議会等への参画、SNSなどを活用した意見聴取、こども施設への訪問など行っているヒアリング、その他子供たち自身の意見交換の場の提供、これらが想定されるというものがもともと発表されておりますので、我々としてはこれに準じて取組を行っていかうと考えているところでございます。

本年度の取組についてですが、まず子育て世帯のニーズ調査を実施します。若干準備が遅れておりましたが、11月に調査票を配布する予定でございましたが、現在最終チェックを行っている段階です。間もなく保育所、小学校、中学校を通じて、保護者の方への、依頼ができるのではないかと準備をしているところでございます。

また、これはこれまで実施してなかった部分でございますが、このこども基本法を踏まえて、若者のニーズ調査の一つとしまして、高校生世代・16歳から18歳に対しては、インターネットを活用したアンケート調査を実施するようにしており、保育園・小学生・中学生と同時進行で準備を進めているところでございます。

また、令和6年度実施する予定でございまして、こども計画の策定作業に向けた小中学生の意見聴取の場は、今の想定では、小中学生の代表者が各学校での意見を取りまとめ、それを持ち寄った形での意見交換を行う場を我々としては想定しておりますが、教育委員会、学校との調整が整っておりませんので、現在ではまだ予定という段階でございまして、こちらの準備に向けて、予算化等も必要であるろうかと思っておりますので、現在、検討を行っている最中でございます。

**【質疑：大西委員】**

令和5年度における市の取組のところで、若者のニーズ調査をSNSでやってるということなんですけど、高校生に対して、県に対して協力の要請だったりとか、例えば幡多農行っても、黒潮町の子だったりとか、宿毛の子だったりとかいると思うんですけど。そこら辺の整理ってできると思うんですけど。

SNSやどうしても全体に吸い上げ難いのかなと思うんですけど、どうしてSNSされたのかお聞きできますか。

**【答弁：阿部子育て支援課企画係長】**

少し言葉足らずでございました。SNSではなくですね、インターネットを活用したアンケートフォームに、今の想定では、住民票がある16歳から18歳の学年の子供たちに、郵便、もしくははがきを送付しまして、そちらのQRコードからアンケートフォームに入らせていただいて回答いただくという形を想定しております。この方式を選択した経緯としましては、小中学生と同じように学校に協力を求めますと、他の市町村から通学している生徒、また、四万十市から他の市町村の学校へ通学している生徒の意見等がバラバラとなってしまいますので、まずは四万十市のこども計画であることを踏まえまして、住民票がある、また、高校等へ進学を選択していないこどもたち、若者たちのご意見も聞けるのじゃないかということで、回収率に不安は残る取組内容ではあるのですが、より実態に即したものとなるようにということで、郵便を活用したインターネットでのアンケートフォームという形で実施する予定でございます。

**【質疑：沢良宜委員】**

若者のニーズ調査なんですけど、対象は高校生になるかと思いますが、本市としてはどのようなことを聞かれるのか。具体的なものを教えていただきたいと思います。

**【答弁：阿部子育て支援課企画係長】**

手元に案を持ち合わせてないので具体的な内容ではなくなってしまうんですが、大きな形としましては、将来に向けた夢や目標があるかないかという問いから、それに向けて四万十市・行政に望むことということはずまいと聞いておられます。それから、生きづらさを感じたことがあるかという設問に合わせて、相談する相手・場所があったかなかったか。それによって、四万十市の取組が不足している部分が見つかるのではないかとこのように考えておられます。

大きな部分としてはその2つを取って、後は、高校生世代としての四万十市への希望というものも取り込んでいきたいと考えておられます、そういったものを今準備しておられます。

**【質疑：川淵委員長】**

こども議会については、先進的な事例を含めどの程度調査研究が進んでいるのか。

**【答弁：阿部子育て支援課企画係長】**

こども議会につきましては、我々の調査の中では、全国市議会議長会が集約した結果を手元に持って検討は行っております。また、こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスのあり方に関する調査研究、こちら9月議会でご答弁させていただいたかと思いますが、そちらの方には国内の先進事例というものがございましたので、そちらを勉強した上で現在の形を検討しているところではあります。ご存知のようにこども議会の取組につきましては、一定市町村議会が先導して行っているという事例も多く、そういった認識でございます。捉え方というのはそれぞれ自由度があるかと思っておりますが、我々としては、こども議会というスタイルでの広く市政についての意見を問うというスタイルではなく、我々の方からテーマを一定絞らせていただいて、こどもたちに影響のある市の政策・計画を作っていくんだけどどういう意見がありますかという、それをさらに細分化した項目を示した上での意見交換ができる場という形にならないかなということで、検討しているところでございます。

※他に質疑なく終了。

●次に、所管事項の報告を行った。

報告事項ア「具同保育所の改築について」、子育て支援課から報告を受けた。

**【説明：濱田子育て支援課長補佐】**

現在の進捗状況ですが、家屋の事前調査の契約期間が、令和5年7月21日から令和6年1月16日までになっておりますが、11月末日までの予定で現地調査中ということになっております。

それから、建築主体工事、電気設備工事、機械設備工事に関わる入札になります。11月9日に入札執行済みということになっております。現在の状況といたしましては、11月下旬の契約に向けて、事務を執行中です。

なお建築主体工事につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条に該当することから、令和5年12月議会に議案として提出させていただく予定としておりますので、よろしくお願いたします。

最後、事業スケジュールにつきましてですが、本年度からで参りますと、令和6年度に向かって、新園舎建築工事を、この契約後に始めるということになります。共用開始を令和6年度の秋以降に予定をしております、外構工事をしながら旧園舎の解体工事を行っていく予定となっております。

**【質疑：上岡委員】**

遊具についても、新しいものが入ってくるという話も聞いていますが、こども達の意見等は聞いておるのか聞きたい。

**【答弁：宇都宮子育て支援課保育所係長】**

設計の段階で、具同保育所の所長さん、主任さん、保育所長会の会長さんに入っていて、またその保育所の中でも担当の保育士の話も聞きながら、遊具については決定させていただいた経過がございます。

※他に質疑なく終了。

●続いて、報告事項イ「放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の運営体制の見直しについて」、子育て支援課から報告を受けた。

**【説明：阿部子育て支援課企画係長】**

市内におきまして、放課後のこども達の安心安全な場を作る取組としましては、放課後児童クラブと放課後子ども教室がございます。内容には微妙に差がございます。

放課後各児童クラブが、6小学校区・14学級、放課後子ども教室が8小学校区・8学級、で運営されております。この中で、西土佐小学校のみ両事業を併用して活用しておりますが、中村地域におきましては、いずれかを選択して実施している状態となっております。

運営につきましては、中村地域の学校すべて各小学校区の保護者さんに、運営委員会という形を組織していただいております、そちらに委託をして運営委員会が支援員を雇用するという形。市ではなく、運営委員会が雇用し運営していただいております。西土佐地域は、どちらの事業につきましても直営で実施しております。

この運営体制に関しまして、まず課題としましては、保護者様組織ということもございまして、事務また会計等に非常に苦勞を敷いております。また、その精度、安全性におきましても若干不安があるところでありまして、万が一の事態が起こった時にも、責任を保護者会組織、保護者会会長さんに責任を負わせるということになってるということは、大きな課題であるというふうに感じております。また、その運営母体が若干弱さがあるということで、支援員の皆さんの雇用条件、雇用環境におきましても、やはり十分ではない課題があるんじゃないかというふうに市の方としては認識しております。こういった課題は解決すべき重要な課題と感じております。

そこで、中村地域の放課後児童クラブ、放課後子ども教室、すべて、取組内容を改善するために、一括して一つの事業者の方に委託をすると。バラバラの組織として委託していたものを、一つとしたというふうに考えて昨年度末より取り組んで参りました。今年度、それぞれの小学校区保護者会、支援員の代表の方に集まっていたいただいて、2回ほど意見交換を行う中で、合意といいますか、ある一定の前向きなご意見がいただけましたので、我々としても、全体の同意が得られたものと認識しまして、一括委託に向けて準備を進めてきたところでございます。

この業務につきましては、12小学校区で19ヶ所の学級という、雇用される人数も100人を超えるものとなります。非常に大掛かりな大変な業務でございます。安心安全な放課後の場の提供というのは当然行っただけなくはないんですが、さらに、利用申込みの受付であったり、大規模校では、ある一定、選定をしていただいて、優先的に入所すべき児童、待機していただく児童というものを選んでいただいているという実態がございます。そういった専門的な知識等もあります。

また、ただ子供たちに場所を提供するだけではなく、しっかりと学習の指導、豊かな学びが得られる様々な取組というものも求めておりますので、そういったものができる事業者というものを選定したいと。当然ながら、一番大事なのは、大掛かりな事業となりますが、それらをしっかりと運営できるという、信頼性というものも確認をしたいと思っております、こちらにつきましては、プロポーザル方式を実施したいというふうに考えているところでございます。

このプロポーザルにつきましてですが、来年年明け1月に公告を行いまして、2月中頃にヒアリングの実施、2月下旬には候補者の選定を行います。年度内3月中に契約を行わせていただいて、ある一定の引き継ぎ。一番重要となりますのは現在、仕事をしていただいております支援員の皆さんが、引き続きその新しく選ばれた事業者と雇用契約を結ぶかどうかというのは非常に重要な部分でございます

ので、時間は、若干足りないかなと思う思っているところではありますが、1ヶ月をかけてすべての支援員さんとそういった労働条件等の交渉をした上で、4月1日からスムーズに事業がスタートできるような準備をしていただきたいと考えておりまして、3月頭での契約を検討しているところでございます。

なお、この契約内容につきましては、本格スタートをします令和6年度からの3か年、6年7年8年、3か年間事業を実施していただけるように8年度末までの契約期間としたいと考えているところでございます。3月中に契約を行い、複数年の長期継続契約ということもございまして、12月定例会におきまして、債務負担行為の提案をさせていただき予定となっておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

**【質疑：大西委員】**

本市にこれを受入れるだけの事業者って存在するんでしょうか。かなり特殊な気もするんですが。

**【答弁：阿部子育て支援課企画係長】**

専門性は必要ではございますが、できる事業者というのは数多くいるんじゃないかと思っております。ただ、実際に手を挙げていただけるかどうかというのは、未知数なところございまして、市内に限定するとか、全国規模ではこういった大きな事業所が複数の学級を運営するというのはたくさんありますので、全国まで手を広げると、多くの事業者さんが手を挙げてくれるんじゃないかなとは思っております。今、明確にお答えすることできないんですが、そこは慎重に検討しているところでございます。

**【質疑：大西委員】**

本市にもあるはあるということですかね。あるけれども、手を挙げるかどうかというのはわかんないけどということでしょうか。

**【答弁：阿部子育て支援課企画係長】**

子育て支援課としましては、まず専門性が必要とされる支援員については、できる限り現状の、現場で今働いていただいている方に継続していただきたいということが大前提として考えております。その部分で、子供たちの安心安全な場の確保というのが、ある一定、こういった事業者さんがなられても確保はできていくんじゃないかなと。あと、心配であるのは、そういった複数の事業所を、この児童クラブというものを運営した経験がある事業所は、当然、市内にございませんので、その部分のカバーということで、今年度途中からの動きとなりましたが、コーディネーターといたしまして、すべての学校区を巡回しながら、事務支援を行う制度というのを年度途中から取り入れて、現在そういった統括できる人材の育成、そして、現場としましてもそういったやりとり、今までは保護者さんとやりとりをするだけであった事業運営を、もう少し上の段階の取りまとめをする、市と現場との間に入って取りまとめをする方がいるという取組に慣れていただいているところでございます。そのコーディネーターさんも、3月末までにしっかりとひとり立ちをしていただけるように、我々の方で指導していき、その方を継続雇用していただけるような交渉というのは、この選定された候補事業者と協議をしていきたいと思っております。ということで選定される事業者に求められるのは、しっかりとした、監督ができる、そして、我々が求めている子育て支援施策に、しっかりと理解をしていただけて運営をしていただけるという部分が重きになるのではないかと思っておりますので、例えばですが、建設会社さんがそういう専門部署を作って実施したいと言っていたとしても、十分運営としてはできるのではないかなと。我々としては、人材の方は市内の資源を活用してできるような形を整えていきたいと思っております。

何度も申しますが、そういった方々と意見交換をもちろんしてませんし、手をあげるという確約が取れてるわけではございませんので、現状としては、非常に大掛かりな仕事であることから、手を挙げていただける市内事業者は非常に少ないのではないかなというふうには感じているところでございます。

**【質疑：川淵委員】**

できるだけ、私としては地元でやってもらいたいなという思いがありますし、広域で今手を打っておられるということもありますので、そういうことであれば、西土佐については直営をされてるということで、例えば市の担当者がそこを担うというようなことで、あとは地元のメンバーでそれを運営していくというようなことは難しいんですか。市の直営にはならないですか。

**【答弁：阿部子育て支援課企画係長】**

説明では省略させていただいたんですが、現状としまして、運営に課題があると申させていただきます

した。その上で、何とかこの安全な場を確保するために、現在、我々市の担当部署がコーディネーターの役割を、実際委託をしているにもかかわらず行っております。これは、非常に市の業務が多忙化している中で、我々としては新しい国の動きもある中で、取組をさらに進めていく部分では、外部に発注することで、質を落とすことなく、アウトソーシングできる業務の一つであるというふうに認識しておりまして、実施できるかできないかと言われたら実施できると思っはいるんですが、現状としてはやるべきではなく、使える民間活力というものをしっかりと使いながら、ただ、当然ながら我々も委託を一括でしたから無関係というつもりはございませんので、しっかりと監督もしながら、今後運営していきたいと思っております。

なお、西土佐地域のお話しを出していただきましたので補足させていただきますが、現状としましては、もともとの市町村合併の以前からの取組を継続しておりますので、今後、西土佐地域につきましても、どうしても直営でないといけないという理由はないと思っております。今後、委託が整いましたら、ゆくゆくは西土佐地域についても、今回選定する事業者が運営をしていくという方向性は、我々としてはイメージとして持っております、この準備というのは、委託事業がスタートした後、ある一定の落ち着きを見せたころに協議を始めていき、これは保護者の方の理解等が必要でございますので、1年程度は時間をかけながら説明等をして、ゆくゆくはという形で考えているところでございます。

※他に質疑なく終了。

●続いて、報告事項ウ「結婚支援センターの設置について」、子育て支援課から報告を受けた。

**【説明：阿部子育て支援課企画係長】**

現在の実施状況についてですが、令和5年度より、国の少子化対策重点推進交付金というものを活用させていただきまして、四万十市結婚支援センターを立ち上げております。

令和5年度におきましては、外部への委託もしくはセンター施設の立ち上げという形ではなく、子育て支援課内センター機能を持たせるというスタイルをとっております、会計年度任用職員1名を雇用しまして、婚活事業、また、この将来的な外部委託に向けての研究検討を行っているところでございます。

コロナ禍も落ち着いたこともありまして、令和4年の1年間の実績と比較をしましても、この上半期でも十分な成果として上がってきてるのではないかと感じているところです。

このセンター業務委託につきましては、かねてよりこの婚活事業、外部委託をして、こちらも民間活力をうまく活用していく方が有利ではないかということで検討しておりました。その中で、国の少子化対策重点推進交付金というものが、このセンターの運営に活用できるという方向性が出ましたので、我々としても具体的に準備を進めているところでございます。

今の実施体制案ですが、場所としましては、市役所内ではなく外にセンターを作っていただくというふうに考えておまして、利用者の利便性等を考えまして、いわゆる街中、中村地区もしくは具同地区の利便性のよい場所。東山であれば、古津賀地域に限定をした上で、この3地域の中から提案をいただき市が許可するという形で考えております。

開所日につきましても、週5日以上としたいと思っておりますが、土日等、また夜間等も含めて、現在よりも拡充される形での運営を提案していただくように呼びかけたいと思っております。

職員は、センター長、業務管理者、業務担当者等を置いていただくようにしておりますが、すべてが常駐ではなく、開所時間内1名、必ず常駐していただけるという体制をとっていただければ、例えばセンター長などの兼務も構わないというふうに考えているところでございます。

業務は現在我々が行っております、婚活サポーター活動の支援、出会いサポート事業。これは独身者に登録をしていただいてその登録者同士を、お見合いのように引き合わせも行っておりますので、そういった取組でございます。

また出会いイベントの実施。年間10回程度、実施するように義務付けたいと思っております。

契約方法ですが、先ほどと同様に、こちらの専門性、また、特殊な取組内容でございますので、事業者の提案を受けて、その吟味をした上で選定をしたいと、金額ではなく、内容で業者を選定したいということでプロポーザル方式を、現在計画しているところでございます。

なお、こちらにつきましては先ほどと異なりまして、6年度に入ってから契約という予定でありますが、4月当初から動いていただかなくてはいけませんので、契約を4月上旬に行うために、公告の条件としまして、3月議会で予算が可決されればという条件つきでの募集となる予定でございますが、2月上旬頃に公告募集を行い、3月にヒアリングを実施、そして事業候補者を選定するというスケジ

ユールを想定しております。

そのため、予算措置につきましては、3月議会で提案されます当初予算となる予定でございます。ただ、当初予算の提案の前に、プロポーザル等を実施の動きがございますので、こちらの場でご報告をさせていただきご意見をいただければと思つての本日の説明でございます。

**【質疑：川淵委員】**

地元の業者というのは大いに可能性があるというふうにお考えですか。

**【答弁：阿部子育て支援課企画係長】**

こちらにつきましては、我々も、何とか市内の事業者さんに手を挙げていただきたいと考えておりまして、数年前より、単体のイベント、こちらも委託をして運営をさせているところなんです、そういった事業者を、一社だけではなく複数の事業者さんに声をかけながら、この取組自体を知っていただく。また、そのノウハウというものも経験していただくという取組をして参りました。現時点としては、先ほど同様、どの程度手を挙げていただけるかという確約は持っていないところなんです、こちらは市内事業者という形でいきたいと考えているところでございます。

**【質疑：上岡委員】**

事業者というふうなことでくるわけ？昔やったらおせっかいばあさんとかが近くにおいて、自分なんか、何人も結婚させたりして、仲人したりもしたがやけど、要するに、プータローのその辺の厄介ばあさんが、立ち上げることができるか？

**【答弁：阿部子育て支援課企画係長】**

現在、市の方には婚活サポーターという形で16名の方に、これも、完全なボランティアではあるんですが、手を挙げていただいて、取組をしていただけています。実績等挙げておりますが、今年度入籍3組、おめでたいことに3組の方々が入籍していただきましたが、これらはきっかけは我々が作ったイベントでやったカップルなんです、その後の支援については、サポーターさんがおせっかいという覚悟で、言われてもいいという覚悟で、きめ細かな声かけをしていただいた成果だと思っております。

その16名の方々に、組織化をしてこの事業を受けるつもりはないかということは提案させていただきましたが、皆さん、それぞれお仕事をされながらの取組でもありますし、お仕事してない方は年齢が高いということで、そういった組織化をすることはできないという返事ございました。

ただ、これまで同様に、協力体制をとって、重要なパワーとして方の活躍していただけてというお話はいただけておりますので、今後、民間事業者さんに業務を委託する際も、その事業者の一員となるのではなく、別組織、あくまでも市長から委嘱された婚活サポーターとして、協力体制をとって運営していく。ここは、市と三角の形をとって、互いに協力し合える伝えるを組んでいきたいなというふうを考えているところです。

※他に質疑なく終了。

●次に、所管事項調査ウの「高齢者免許返納サポート制度について」環境生活課から説明を受け、調査を行った。

**【説明：山本環境生活課長】**

まず、運転経歴証明書の交付状況ですけれども、補助制度を開始をいたしました平成26年度から緩やかに増加をいたしまして、令和元年には200件交付されております。これにつきましては、この年の4月におきました東京都での痛ましい事故の影響があると考えておりますけれども、この年を境としまして、近年の交付状況は減少傾向ということでございます。こういった傾向につきましては、全国的なものでございまして、やはりコロナの影響というのが大きいようでございます。免許返納率に関しましては、公共交通機関が充実しております大都市ほど高いという傾向があるようでございます。

次に、運転経歴証明書の交付件数に対します補助申請数の割合ですけれども、おおよそ60数パーセントぐらいで推移してきたものが、令和4年度の実績では55%というふうな状況になっております。

こういった状況を把握した中で、今後の課題、こういった取組が必要であるか考えてみましたけれども、やはり力を入れていくべきは運転経歴証明書の交付件数、あるいは補助申請率の向上。こういったことも大事ではございますけれども、免許返納したいと、また、返納しないといけないんじゃないかといったことを考えた高齢者の方が、できるだけスムーズな形で返納できる環境づくりが必要ではないかというふうに思っているところでございます。

次に、この制度に対します高齢者の声ということでございます。これまで特にご意見等をいただいたという経過はございません。ただ、今回の所管事項の調査を通じまして、様々に数値等確認をいたしま

した。そういう過程におきまして、一定の取組は必要ではないかと感じております。そういった中で、ここ数年内に返納された方へ直接お話を聞き取りさしていただくといった取組が、一定方向性を定めていく上で大事じゃないかというふうに考えているところでございます。

また参考ですけれども、6月の議会におきまして、澤良宜委員の方から一般質問いただきまして、それに関連いたしまして、交通安全協会さんのご協力のもと、免許返納後の自転車利用、それから踏み違い防止措置に関しましてのアンケート調査を現在も継続中でございます。

特に免許返納後の自転車利用に関しましては、サンプル数がそれほど多くございませんけれども、皆さん自転車は利用しないと。それと同時に、そのご家族の方も自転車に乗らせないとといったご回答が多数でございます。

やはり、ご家族の方の支援がありませんと免許返上もスムーズにいかないといったことではないかと、つくづく思ったことでございました。

#### 【質疑：澤良宜委員】

ヘルメットのアンケート、ありがとうございます。ゼロというのがショックでもあるんですけど、これが現実なのかなとは思っています。高齢者の免許返納、先ほど課長の方も言われました返納できる環境づくりが大切だって言われたんですが、私もそのとおりだなと思ったんですけど。高齢者の方で免許を持って方でも、返納したらこういうことがあるっていうことを知らない方っていうのはいらっしゃるんですね。なぜ返納しないのって言ったら、そんなことがあるのっていうのを聞くんですね。そういう制度があるっていうことすら知らないっていう方がいるのも事実ではあると思います。歩いて買い物に行ったり、病院に行ったりされている方もいらっしゃるの、やはりその環境づくりというのは本当に大切だと思います。ホームページ見てくださって言うても高齢者は見ないんですね。何で見るかって言ったら、せいぜい広報か人伝えでっていうのが現実ではないかと思うんですけど。周知していく、広報していくっていうのは本当に難しいとは思いますが、何か具体的なやり方とかもし考えられていたら教えていただきたいです。

#### 【答弁：山本環境生活課長】

まずは先ほど申しましたように、現状把握ですね。まずは返納された高齢の方が、どんなご不便を感じているのか、どういった要望があるのか、そこら辺もやっぱり聞き取りをしてみて、実際どうなのかということをもっと把握したいと思っております。それから、高齢者の免許保有者の方で、どんなような考えをして過ごしているのか。まずはその状況把握が大事だと思います。それから制度の説明もしっかりとしていかなければいけない。サポート制度の協力店さんいろいろありますけれども、そこら辺にも話を聞いて、そこでの繋がりも持っていかなければ、制度自体、運用難しいと思いますので、まずは実態把握、生の意見を聞いて、これからどうしていくのか、それをしっかり考えていきたいというふうに思います。

※他に質疑なく終了。

●次に、所管事項調査エの「認知症カフェの利用状況について」高齢者支援課から説明を受け、調査を行った。

#### 【説明：武内高齢者支援課長】

認知症カフェについてご説明させていただきます。

認知症の方やその家族、地域の方々がゆっくりとした雰囲気でお茶を飲みながら日々等介護などを語り合い、交流を通して、情報交換を行う集いの場でございます。四万十市におきましては、この認知症カフェが2か所で実施しております。

1か所目がふれあいカフェたんぼぽでございます。先ほど、オレンジプランの話もしましたが、その策定から間もなく平成27年12月に発足しております。運営主体は、四万十市認知症の人と家族の会たんぼぽの会というところでございます。協力団体としまして、共同作業所ほっとハート、あつたかふれあいセンター アルメリア、四万十市が協力しております。開催につきましては、月に1回、第3土曜日の10時から15時。場所は社会福祉センターで、参加費は無料です。利用状況でございますが、コロナ禍で令和2年から令和4年度は参加者が減っておりますが、令和4年度は延べ137人が利用しております。

もう1か所オレンジカフェがあります。こちらにつきましては、平成28年4月に発足しております。運営主体は特定非営利活動法人 高知県介護の会。四万十市国見にありますけれども、あつたかふれあいセンター 愛・ハピネスが運営しております。協力団体といたしましては、認知症の人と家族の会 たんぼぽの会、四万十市並びに社会福祉協議会が協力して行っております。開催につきましては、月に2

回不定期でありますけれども、月間の予定を立ててやっております。開催時間は10時から15時となっております。実施場所は四万十市国見の、あったかふれあいセンター 愛・ハピネスです。参加料は無料です。コロナ禍で利用者が減っておりましたが、令和4年度が延べ156人。約290人が、2か所で利用しています。

**【質疑：川淵委員長】**

この認知症カフェを利用されることによって、こんな大きな効果があったとか、逆に、こういう課題が残ったとか。そういうことについては整理されていますか。

**【答弁：武内高齢者支援課長】**

認知症カフェにつきましては、悩みを相談するというのはもちろんなんですけれども、それぞれ認知症の方の家族が、自身の介護の悩みなんかを語り合うということが主目的でございます。自身の介護での悩みなんかを相談して他の方のご意見を伺うということで、同じような介護の悩みを抱えているんだというようなことを、お互いが共有し合うといいますか、他の方の介護の状況を聞くということも目的にしております。これによって何か大きく解決されたということはあまりないんですけれども、他の方の介護の状況、認知症のお話なんかを伺って、皆同じような悩みを抱えているんだと。これからも頑張ろうというようなことで、ストレス解消に繋がったといった意見は聞かれています。今後の介護の励みになるといったようなご意見が多くあります。

5人に1人が認知症になると言われておまして、多くの方が認知症を抱えながら在宅で生活しておりますけれども、その介護者の負担を少しでも軽減できるような場を作っていくということを目的にやっている事業でございます。

**【質疑：大西委員】**

ストレスのはけ口という形で開催しているということなんですけど、例えばこの会をすることによって、介護する側・ご家族から、例えばこういうサービスもっと拡充して欲しいとかいうことも特にないわけですか？市の体制としても、介護されてる方にこういうことが必要なんだっていう発見とかも特にないですか。

**【答弁：武内高齢者支援課長】**

保健師が中心になって、認知症カフェに対する支援は行っております。市への要望といいますか、このような場に、市の職員、専門職が参加してもらってアドバイスが聞けてよかったといったお話はよく聞かれます。私どもができる支援といいますのが、講和を含めて認知症についてのご説明をしたりとかいうことでの支援も行っておりますが、こういった事業を実施して欲しいっていったご要望はあまり聞かれません。こういった場を続けて欲しい、こういった輪を広げて欲しい、参加者を増やしてはどうか、というようなお話は聞かれますが、こういう事業をして欲しいってというような話はあまり聞かれません。

※他に質疑なく終了。

●次に、所管事項調査オの「『しまんとびあ』について」生涯学習課から説明を受け、調査を行った。

**【説明：戸田生涯学習課長】**

1点目としまして、施設使用料金の詳細についてでございます。

附属設備の使用料の額につきましては現在、備品の購入が完了してない段階でございまして、購入備品リストの整理と並行して額・使用料を検討している段階でございます。今後、次の3点について進め、使用料については決定していきたいと考えております。

1点目としましては使用料設定の考え方でございます。受益者負担の原則の考え方を基本としまして、近隣施設・県内類似施設との均衡に配慮して設定いたします。他のホールで一般的に有償としているものについては、有償とする予定でございます。

続いて、使用料決定の時期及び方法でございますが、今後、購入備品確定後、令和6年2月ごろに決定する予定でございます。これにつきましては、四万十市総合文化センターの設置及び管理に関する条例第13条第3項の規定によりまして、附属設備の使用料につきましては規則で定めることとしております。教育委員会で議決を経て決定することとなります。

続いて、3点目でございますが、利用者への周知でございます。使用料決定後に予約申込者に周知を行い、附属設備の予約受付を開始したいと考えております。なお、附属設備の使用料の支払いについては後納という形にしております。

続いて、プレイベントの詳細についてでございます。

これにつきましては、別紙計画の方、確認していただきたいと思っております。以前にもお知らせさせてい

ただいたところでございますが、若干変更がございますので変更点について説明させていただきたいと思っております。まず、11月につきまして、先日までの報告では入っていないところございました。今月につきまして、ワークショップとダンスバトルコンテストを行うこととしておまして、この分について日程に追加をさせていただいております。続いて、4月のところでございますが、先日までは、3月末の開催を想定して計画しておりましたが、事業の進捗状況によりまして、現在、開館の記念式典を4月29日と想定しております。また、一般貸出は5月7日からということで、ゴールデンウィーク期間中は、イベントを様々考えておまして、これが従前3月のしまんとぴあフェスティバルで変わるものというところで、現在様々な計画を立てております。

次に、こけら落としを含むオープニングイベント計画についてでございます。しまんとぴあの開館記念式典は、関係者等を招きまして、令和6年4月29日に行う予定としております。開館記念式典後のこけら落としにつきましては、実施時期を含め指定管理者と協議を進めておりますが、演者など具体的なものは現在決まっております。また、オープニングイベントとしまして、こけら落としを含めた年間を通して開催するイベントや事業を開館記念として実施する予定としておまして、年間事業計画を指定管理者と協議しております。いずれもお示しできる段階になれば、随時報告させていただきたいと考えております。

**【質疑：廣瀬副委員長】**

イベントについて、いろんな企画がされて、私も楽しみにしている部分もあるがです。プレイベントとオープンまでは色々聞いたんですけど、将来的なことも聞きたい。いろんなイベント定期的にやっていく考えで、たくさんの方が利用する。これだけの建物を建ててよかったなあっていう形の運営を心がけていただかないと思っておりますので、今のお考えで結構ですので、答えていただきたい。

**【答弁：戸田生涯学習課長】**

おっしゃる通りで、現在、建設しております『しまんとぴあ』。建ったものご利用がないということがあってはならないのは我々も考えているところでございます。従前から市長も言っているところでございますが、これまでのような特定の方だけが使うと。言い方悪いですが、生涯学習活動はこれまでもずっとありましたが、特定の方だけが継続して使うのはもちろん支援は続けていくところでございますけれども、新たに、子供からこれまで利用のない大人の方まで、みんなが施設に来ていただけると。それは公演を見るであったりとかいう意味も含めてですが、皆さん来ていただけるというような形にしていくのを方針として我々言われておりますので、そういうふうなことは続けていきたいと考えております。今回、プレイベントについても相当数準備させていただいておりますけれども、これまであまり関わりなかった人も巻き込んで、とにかく総合文化センター『しまんとぴあ』まで来ていただくという意味も含めて、たくさんイベントを組んでおります。それ以外にも、小学生、中学生が気軽に来れるようなイベントも今後も考えていきますので、そういうのも含めて、利用者数、館に来ていただける方を増やしていくという方策は考えていこうと考えております。事業計画、先の話でございますけれども、新たなイベントとして何かを考えて、それが開館記念イベントになろうと思ひますし、ひょっとしたらそれはそのまま継続する可能性もあります。それは指定管理者との調整にもなりますので、1回こっきりにはならず、それを機に続くこともあろうと思ひますし、市の生涯学習の振興という意味では、館を利用して生涯学習が益々発展するような方法もいろいろ考えていこうとは思っております。

**【質疑：大西委員】**

使用料の設定の考え方についてお伺いしたい。市としては、今までの生涯学習を通じてやってきた団体を切り捨てるという考え方というふうな答弁だったと受け取ったんですけど。この中の文言として、近隣施設・県内類似施設との均衡に配慮し決定しますとのことですが、要は四万十市の総合文化センターということで、近隣施設や県内の類似施設の均衡を保つ必要があるのか。四万十市民のためのものですので、そこら辺の考え方、お伺いしていいですか。

**【答弁：戸田生涯学習課長】**

おっしゃる考えもあろうと思ひます。これについては普通に考えたら、安くなる分には頑張ればいいと思うんですけども、逆に高くなる場合もございます。これは独自の計算をした場合です。室料等についても同等のことでございますけれども。高くなる場合に、例えば、総合文化センター、備品準備に係る経費であったりという部分から算出した一定の計算式がございましてけれども、例えば通常500円のところが800円と出ましたと。それで800円にしていいいのかっていうときに、例えば県内の類似施設は400円から600円が相場であったというときにはたしてそれがいいのかっていうときには、そこは判断として500円にするというようなことはあろうと思ひます。そういう場合に均衡を図って価格設定をすると

いう判断はできると思います。それ以上についてはもちろん頑張れば、200円なり300円なりにできるかもしれませんが、そこは逆にまだ材料がございませんで、我々としたら、高く出る場合は均衡を図って安いほうに振れるように頑張ろうという意味合いで使っているところでございます。

#### 【質疑：川淵委員長】

今の意見関係しますが、ホールを予約されてる方がいらっしゃるしまして、その方がまだ金額が決定してないんだというふうに言われたので、いやもう使用料決まっているはずですよという話をしたら、いやそこについている設備、そういうものを使うのにお金がまだかかるんだと。まだそれが決まってないらしいということでこの質問をさせていただいてるんですが、ホールを借りるのに非常に高いですよ。その上に、例えば照明を使ったら照明のお金があると、これからどれぐらいかかるか心配されてました。できるだけ早く伝えて欲しいということと、それと利用料金については、結局教育委員会で決定をするということなんで、生涯学習課だけに言ってもいけないかもしれませんが、できるだけ安く押さえて欲しいなという思いがあります。ホールの使用料が安ければいいですよ。そこが高い上に、さらにそれぞれ細々した備品に全部お金がかかってくるとなると、これは大変だというふうに思いますので、何か安く抑える方法をぜひ検討して欲しいなと思います。お願いでしかありませんが。

※他に質疑なく終了。

●次に、所管事項調査カの「第29回四万十川ウルトラマラソンについて」生涯学習課から説明を受け、調査を行った。

#### 【説明：戸田生涯学習課長】

まず参加選手の数、特徴でございます。参加選手の数は合計1,963人。それに対しまして完走者が1,530人となっております。完走率は77.9%でございます。救急搬送数は10名ということで、脱水症状が主なものでございました。続いて特徴でございますけれども、基本的に50歳から54歳の年齢層が一番多い人数となっております。その前後の年齢数、45歳から59歳あたりが一番多い参加の年齢層となっております。これは100km男女、60kmの男女も同等でございます。60kmの女性は、若干60歳から64歳の方の人数も多いですが、大体が同じような年齢の構成となっております。

続いて、男女比でございます。数の多いほうが男性、少ないほうが女性でございます。男性が多い状態でございます。100kmの部が84%男性、60kmの部が70%男性というような状況でございます。

続いて都道府県別のデータでございます。岩手県を除く、46都道府県からの参加がございまして、高知県は19%の参加となっております。逆に言えば高知県外が81%の参加ということでございまして、東京、愛媛、大阪等が多い状況でございました。

続いて、ボランティア数と特徴ということでまとめさせていただいております。ボランティアの登録数でございますが、これは大会2日前からボランティアが始まりますので、それから大会当日までの3日間ということで取りまとめをしております。これまで23回から25回、従前の大会の平均が1,800人程度のボランティアの従事でございます。29回ではボランティア数が少ないというような状況等から中止にした経過がございましたので、なるべく少なくボランティアの見直しをして、必要最低数を算出しました。それが1,560人程度でございましたが、これで何とか大会ができるというような見込みの中、29回の募集をしたところでございますが、結果的に延べで1,751名のご協力をいただけたということで、動員も厳しくさせていただいたところもありますけれども、想定よりか大きな人数でスタートしたところでございます。

特徴としましては、中村地域分のみを集計になっておりますけれども、年代としましては、第29回大会については、50代、60代、70代の人数が一番多い年齢層となっております。ちなみに、25回と19回大会ですが、その時は40代から60代というところがメインでございます。ただ、50代60代70代の参加者が少なくなっているような状態でございます。それがボランティアの人数の減というような状況、原因でございます。続いて、男女比でございますけれども、概ね男女偏りはなく、半々程度の状態でございます。続いて、学生の数でございますが、本年度は117名で、約10%が学生のボランティアでございました。続いて、市職員の数でございます。これも延べ人数での記載でございますが、本年度は340名の参加をいただきまして、全体の30%が市職員でございます。前回は303人で25%。22回大会から100人ぐらい増えているような状態でございます。ボランティアの特徴のまとめとしては、延べ人数のうち30%が市職員、50%がボランティア要請団体からの協力となっております。一般的な自発的なボランティアの方は10%に満たないというような状況となっております。

続いて、運営に従事した市職員の数と勤務の扱いでございますが、これつきましては、人数は先ほど

申し上げた通りでございます。勤務の扱いでございますが、土曜日・日曜日ともに業務を行う職員につきましては、土曜日の業務について、時間外手当を支給しております。あくまでも両日出た場合は、土曜日を時間外の扱いとしているところでございます。

続いて、成果と課題でございます。

経済効果ですが、専門的な分析が何もできないもので、わかる範囲で金額をはじめさせていただきました。まず宿泊の分に関する効果につきましては、JTB等の資料から掴んでいる宿泊数と四万十市のクーポン事業の際に旅行者に調査した一泊の額により、580万円程度。それと宿泊以外の経済効果ということで、人数は2,295人。出走者等々同伴者も含めて1.3倍程度の人数で計算して2,295人がお金を落とさせていただけるという前提で、四万十市クーポン事業の際に行ったアンケート調査で使っていたお金の平均値1万8,818円をかけたものが4,300万円。合計で4,900万円前後が落ちたのではないかとしております。参考値としてございますので公表とかいうこともございませんが、今回はこのような形で報告をさせていただきたいと思っております。

成果でございますが、1,963人の参加のうち8割を超える参加者が県外からの参加であったということです。スポーツツーリズムの推進を図ることができたのではないかと思います。また、地域住民や事業所・学校等から申し込みいただいた約1,700人のボランティアが、大会運営に参加し大きな事故もなく実施することができた、途切れることのない沿道での声援、おもてなしのころなど、地域住民やボランティアの支えと参加の熱い思いで精一杯できたという実績。大会についてマスコミ等で開催前から大会終了まで広く発信いただけるということで四万十市の知名度の向上に貢献したと考えております。これにつきましても、ウルトラマラソンを活用し、ランナー以外の集客効果を狙うといった形で、地域活性化、観光、商業振興に繋がることが期待できると考えております。これにつきましては、RKCのアナウンサーの高橋さんが今回参加するというので、RKCの方が連日夕刻の時間に、ウルトラマラソンに関連した取材をしながら報告してもらおうということで、ずっと四万十川の紹介等があったので、県内でございますけれども、相当の効果はあったと考えております。11月25日土曜日の16時には、当時の様子を放送で流していただけたというふうに聞いております。

また、大会を通じて、参加選手や同伴者等に四万十市をPRできました。四万十市の自然や魅力等を感じてもらおうことで、リピーターや紹介などが見込まれ、将来的に様々な波及効果が期待できると考えております。

課題でございます。主観的な部分の意見もございまして、まず開催日についてでございます。四万十川マラソン原則日曜日の開催としております。

大会参加者は、土曜日の夕刻来市に開始し、日曜日は早朝にはホテルをチェックアウトし、ゴール後においても、本市に滞在するこなく帰路につかれる方が多いと聞いております。そこで、土曜日の開催とすることで、大会後の宿泊が選択されやすくなり、参加者・同行者もウルトラマラソン出走に限定した訪問のみならず、四万十市に滞在して翌日の市内観光なる繋がることが期待できると考えておりますが、これには様々な調整事項がありますので難しいと思っておりますが、所管としてはこういうふうなことしたら、ご家族連れの方が選択するとか様々なことが期待できるのかなと考えております。

続いて、ボランティアの課題についてです。まず適正数の算出でございます。大会のボランティアは、過去の大会で1,800人前後確保しておりました。実情としては、応募によるボランティアの数は年々減少。先ほど言いましたように、自発的な部分は10%程度。事業開始から30年近くになりまして、山間部等につきましては地区単位でボランティアの協力をいただいております。ボランティアの高齢化は顕著なもととなっておりまして、なかなか協力はしがたいというようなお話が聞かれる状況でございます。以上のことから、これまで通りの配置は、厳しい状況にあるためおもてなしのレベルを下げることなく、安定して運営できるよう全体的な業務の見直しを行うことは必要と考えております。

またボランティアの育成も重要と考えておりまして、継続できるような仕組みを考えていきたいと考えております。ボランティアの募集方法の見直しも必要と考えております。20代30代の若年層を集めるとか、ボランティアの魅力をアピールしながら参加してもらおうというようなことをやって、目的のあるボランティア募集をするというようなことをしたいと思っております。ボランティアのキャンセルも非常に多い状態でしたので、これも配置には非常に苦労したところでございました。当日キャンセル、前日キャンセル等ありましたので、そういう対応を非常に苦労したところでございました。

#### 【質疑：上岡委員】

2点教えて。1点は、住民と議会との懇談会の中で、住民の方から、議員さんはボランティア出たのかと聞かれた。要請がないけん出てませんみたいな話も出たので、これから、ボランティアを募るにあ

たって、四万十市議会議員団として、今から要請するのかわいたのが1点と、一般のボランティアの方々に対して、何を支給しているのかの2点を教えてください。

**【答弁：戸田生涯学習課長】**

要請の件、了解しました。来年からぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

一般の方、残念ながら何もなく、ボランティアという形でお願ひしております。

**【質疑：上岡委員】**

団体に対してはあるがやないが？ジャンパー、弁当、お茶とか、最低限それくらいのもはいたいた記憶があるんですけど。

**【答弁：戸田生涯学習課長】**

大変申し上げません。おっしゃる通りで、参加された方につきまして、ジャンパー支給してあります。時間帯によって、お弁当の支給もしております。

**【質疑：大西委員】**

ボランティアについて、他のマラソンの事例だったりとか。本市独自でやっていると限界があるのかなど。他のマラソンとかで、ボランティアの募集に関して取り入れていく要素等の研究等はしてるのか。

**【答弁：戸田生涯学習課長】**

ウルトラマラソン系とフルマラソン系では支援のレベルが違ひますが、ウルトラマラソンで言えは、行き切りのコースと周回コースがございます。周回コースはボランティアの方が非常に少なくすむ。また、見晴らしのいいコースだったらあまり人がいらなく、うちの山間部を走りますので、人数が多くいるとかいうようなことが課題になってあります。フルマラソン系は距離が短いですし、競技色が強いので最低限の配置でいけるとか様々あります。ボランティアの募集方法は、私の知る限りでは通常募集しかしてませんので集まる範囲でやっているとありますけれども、ボランティアが集まらず中止になったとかいうようなことがあっちゃいけませんので、開会前にはしっかりと調査をして開始したいと思ひます。そこは今後の課題と考へてあります。

**【質疑：廣瀬副委員長】**

出場者と同じように、全国的にボランティアを一緒に募集する方法はないだろうか。ランナーとして出たかったけど、参加できないのでボランティアとして参加したいという方もひよっとしたらおいでるのではないか。また、知り合ひがランナーとして出るので一緒に四万十市に来てボランティアをしてみたい、そういう方もおいでるのではないか。これは可能性の話しかならんがですけど、そういった方法もしてはどうかと思ひます。

**【答弁：戸田生涯学習課長】**

おっしゃる通りで、ボランティアの募集方法はそういう方向にも広げる必要があると考へてあります。過去には県外ツアーを組んでやった経過があるようですが、人数が少ないのと、お客さんの意味合ひがあつて観戦に行つておらなくなつたりとか、難しいところがあつたということは聞いてあります。

今年は県内他市に募集する方法で、大学に行つたりとかさしていただき、学生さんに協力していただきました。ただ、宿泊施設のキャパの問題がございまして、全国からボランティア呼んでも泊まる場所がないとか。なかなか対応が難しいのかなという印象でしたが、それでも、人数が足りないのであれば、何かしら手を打つて、ボランティア確保は重要な課題になっておりますので、様々勉強しながら進めていきたいと考へてあります。

**【質疑：上岡委員】**

最後にこの、マラソン大会に関して、AEDを各場所に置いたというふうなことがある？

**【答弁：戸田生涯学習課長】**

給水所等全部にはおけていないが、レストステーション等には置いていた。また、救護車には常設してしたので、その範囲での対応になるかと思ひますが、ないわけではないです。

※他に質疑なく終了

●次に、「生活保護法に基づく返還金の不能欠損について」福祉事務所から報告を受けた。

**【説明：渡辺福祉事務所長】**

説明をさせていただきます。生活保護法に基づく返還金の不納欠損についてでございます。生活保護を受給しておるときに、何らかの資産とか収入があつた場合には申告していただくといった行為が必要になるんですけど、その返還金に関することとなります。返還金については63条に基づく返還金と、78条に基づく返還金がございます。63条につきましては、年金の遡及支給であるとか、資産を売却したなど

といったものがございます。78条の返還金につきましては、担当のケースワーカーに収入申告書というものを提出するようになっておりますが、その分が少なかったり、必要な申告ができていなかった場合を指すものでございます。

不能欠損を行った返還金の内訳で年度別債権でございます。まず令和5年度に、63条に基づく返還金、78条に基づく返還金合わせて1,657万8,438円を不納欠損として債権を放棄しました。不納欠損の理由は、時効の成立でございます。時効の成立要件として、督促状の発行や本人からの分納誓約、支払い等により時効は中断しますが、これらが5年間行われないう場合は時効が成立します。時効が成立した場合、債権の回収が不可能であるため、今回不能欠損として処理を行ったものでございます。これにつきましては、令和5年度の決算の時期にお示しをすることとなりますが事前にご報告をさせていただくものでございます。

年度別債権につきましては、債権が発生した時期を示すものです。一番古いもので言いますと、16年度に78条で1件8万7,620円という債権がありますが、これが時効により令和5年度に不能欠損という処理をさせていただいております。

時効の成立時期につきましては、令和5年度に今回は処理をしたものではございますが、実はその5年間の時効の成立時期で考えますと、平成25年度におきましても、63条に基づく返還金については2件、78条に基づくものについては1件、すでにこの時点で時効が成立をしていたというもので、時効の成立時期を年度ごとに表にしています。

時効の成立の背景でございますが、生活保護の担当ケースにつきましては日々の活動の中で、返還金が発生した場合は、納入の促し等を現在も続けておりますが、担当員の手を離れた案件、つまり転出や亡くなられた場合、また何らかの理由で自立された場合については、生活保護担当係長が棄損のケースとあわせて債権管理を行ってまいりました。時効の成立時期を見ていただいてもわかるように、平成30年度以後に時効が成立をしているケースが多いことがわかつてお思います。

一方、福祉事務所の体制から考えますと平成30年度以後は、生活保護を担当する生活福祉係には専任の係長が配置されず、福祉事務所長補佐との兼務が令和4年度まで続けられてます。人員の削減に伴い必要な業務が滞るということはあってはならないことですが、少なくとも、業務遂行状況を評価し、人の配置について人事担当部署と折衝を行ってきたとは思いますが、庁内では新たなプロジェクト等もあり、人の配置が難しい状況であったと考えております。令和5年度より専任の係長が配置されていますが、前日の事情に鑑み専任配置となったものではなく、高知県から、指導監査の際に、生活保護を担う係長の補佐兼務については、社会福祉法第17条に沿わないとの指摘があったことから、係長兼任補佐が解消されたと聞いております。

次に現在の取組でございます。令和5年度になってからは、監査事務局からの指摘もあり、債権管理に詳しい係長が配置されましたので現行の債権についてすべて調査を行いました。これが今年8月初旬には整理されました。現在は、令和3年に作成されました債権管理マニュアルに基づき、時効が完成していない案件に対しては、督促・分納誓約等を取るようになっています。また、納付がないものに対しては電話連絡や、無反応の方に対しては強制徴収公債権である生活保護法第78条返還金に対しては財産調査を実施し、財産調査により価値のあるものは差し押さえ等をする予定でございます。

また生活保護を受給されてる方の中には思いがけず返還金が発生をした方もいらっしゃいます。これは本人が生活保護制度に係る認識が不十分なために、結果として、返還金になってしまったという場合もございます。返還金が発生することとなれば、本人にとっても負担となりますので、しっかりとルールに則って申告をすることで、収入等であれば本人にとっても有利な取り扱いが可能ですので、こういった事態に陥らないよう、担当するケースワーカーにも、相手にしっかりと伝わるよう相手の理解力も含めて対応するよう係会等で現在周知を行っておりますのでございます。

#### 【質疑：平野委員】

平成25年度から令和5年度まで63条の分が400何万円、78条の分が1,167万5千何某。これ、本来は、毎年度不能欠損処理をせないかんような状況やったわけですね。

#### 【答弁：渡辺福祉事務所長】

当然、回収不可能ということが明らかになった場合は、当該年度に不納欠損として処理をする必要があったものと思われまます。直近で言いますと、平成29年度にやってはおりますが今回、すべての債権について調査をしたところ、それまでの分についてもこういう額があったという状況でございます。基本的には回収不能となった場合にはその当該年度に、不能欠損処理をすべきというふうに考えます。

**【質疑：平野委員】**

不能欠損ができた時に、速やかにやるべきだと思うんだよ。累計でたまってくると非常に目立つと言いますか、いろいろな憶測が入ったりしますので。単年度単年度、しっかり今後は管理して、処理するという形をとってもらいたいと思います。

**【答弁：渡辺福祉事務所長】**

平野議員のおっしゃったとおりですごく目立ちます。今後は、かつちり、債権回収不能になった場合は、不能欠損ということで処理をすることにいたします。

**【質疑：上岡委員】**

時効の成立というのはどんな条件があったら成立するが？時効いうて、自分は理解に苦しむんですけど。

**【答弁：渡辺福祉事務所長】**

時効の成立要件といたしましては、こちらからの督促状の発行とか、本人からの分納の制約、納付とか、その債権があることをご本人がしっかりと認めた場合と、うちが所要の手続きを行っていた場合で、それを行わずに5年間経過した場合に、自動的に時効になるというふうなことでございまして、

※他に質疑なく終了。

●次に、「奥屋内へき地出張診療所の休診について」西土佐診療所事務局から報告を受けた。

**【説明：稲田西土佐診療所事務局長】**

西土佐診療所以外にも、大宮、口屋内、奥屋内といった出張診療所がありまして、4つの診療所を2人の医師で運営しておりました。そうした中、立石所長が10月30日から3か月間の病休ということで、すでにもう病気休暇に入っております。医師1人となったため、市民病院の方に何とか助けてくれないかということで支援要請をいただきまして、調整の結果、11月から毎週水曜日の午後の支援を受けることができ、西土佐診療所と各出張診療所の運営を行っているところでございます。

これまで大宮出張診療所は、毎週火曜日の午後半日の診察を行っておりましたが、第1、第3、第5の毎月2回程度の隔週の診察を行うことで調整をしております。同じく口屋内出張診療所と奥屋内へき地出張診療所は、毎週水曜日の午後隔週2回、2週間に1回の診察としておりましたが、この度奥屋内地域の患者には、口屋内出張診療所まで来ていただいて受診をしてもらっているところで。

そういうことで、全体的な患者は、大宮、口屋内出張診療所で人数が増えておりますが、無理をして診察をしていただいている状況でございます。

住民患者への周知方法といたしましては、市民病院からの支援が得られた10月11日以降、各出張診療所での張り紙、西土佐地域内のIP放送、全戸回覧文書等により周知を行い、これまでトラブルなく診察が行われております。

また、西土佐診療所も、医師2人分の患者を、今、医師1で診察しております。これまでは、曜日によっては多かたり少なかたりというふうな患者数でございましたが、それを平準化させていただいて、患者さんに月曜日やったけど水曜日にしてやとか、少ないところに多いところの曜日の方を移動してもらって平準化することによって、あと、血圧だけの患者等構わない範囲で処方方を長期化したりして、1日の患者数を平準化して、1人の医師で診察をしているところでございます。

また、入院患者においても、調整を行いながら、今は意図的に減らしておまして、先週の末、11月17日現在では、6名まで減らして、何とか1人の医師で運営を行っている状況でございます。

**【質疑：大西委員】**

3か月後には普通に戻るということでもいいんでしょうか。

もう1点聞きたいのが、市民病院からお医者さんに来てもらってるということですけど、道的にも悪いですし、お医者さんの的には西土佐診療所に行くっていう想定をしてない方もおられると思うんですよ。運転に自信がない方等もおられると思うんですけど。そこら辺どういうふうなのかというのと。例えば雪とかになった場合は、市内に帰れないとか、そういう事態が多少考えられると思うんですけどそういう場合のその対策等はあるのかどうかお伺いいたします。

**【答弁：稲田西土佐診療所事務局長】**

現在休まれている先生のめどですが、看護師の方には週に1回程度、どういう状況か連絡があるようです。現在は入院じゃなくて通院で処置をしているところというところで、ただまだ10月30日からの3か月後、1月29日になるんですけど、その時点での見込みというのは今のところわかっておりません。ただし、先生、年齢的なこともありますので、事務局としてはいろいろ想定しながら、もう

復帰できないんじゃないんだろかという最悪のことも考えながら、新しい医師を探したりもしているところですが。1月になったら、復帰できるのか、それが延長になるのかという見込みが一定わかるんじゃないかなというふうに思っております。

支援いただいていると市民病院のお医者さんですけど、これは市民病院の方で、院長先生はじめ皆さんで協議してもらって、西尾先生と山本先生に来ていただくことになりました。西尾先生は、市民病院の軽自動車に来ていただいています。山本先生については、口屋内やったらいけるということで、口屋内まで自分の運転できていただいております。

3点目の雪とかのことですが、西土佐までの通勤といいますか移動ですけど、朝は凍って怖いことはあるんですけど、昼以降は夕方にかけてはそういうことがあんまりなかったもので、そのことは心配はしていないところですけど、今後はどういった気象条件なるかわかりませんので、そういった時には早めに帰っていただくとかいうことも、また市民病院と確認をするようにします。

**【質疑：大西委員】**

ドクターの運転技術的なところで、例えば市として、送り迎え等々、職員の人員も少ない中、難しいかもしれないですけど、ドクターが、万が一事故したとき、1人いなくなるっていうだけでもすごい損害だと思うんですけど。そこら辺は今後お考えならないのか。

**【答弁：稲田西土佐診療所事務局長】**

当初要請した時点で、市民病院の方には、そのことは一言申し上げたんですが、医師が自らの運転で行くということで返事もらってまして、その上に甘えているという状況です。なお、今回の大西委員の意見も踏まえまして、再度市民病院の方には確認をして、対応していきたいと思っております。

※他に質疑なく終了。

●次に、「四万十市立文化センターの閉館等について」生涯学習課から報告を受けた。

**【説明：戸田生涯学習課長】**

まず閉館日でございます。令和6年3月31日でございます。これつきまして、閉館の式典を考えております。四万十市立文化センターの閉館に際しまして、閉館記念式典を行うということで、その概要をまとめております。概要としましては、文化センターが令和5年度末をもって閉館となることから、文化センターを利用いただいた団体の演目披露及び展示の機会を設け、閉館記念式典を行うものということで、今のところ予定でございますが、令和6年3月30日と31日の両日に予定しております。初日は閉館式典をしたのち、団体による演目披露と展示物については終日展示するところ。31日につきましても、演目の披露と最後に閉館の式典をするところでございます。展示物については終日で現在調整をしております。

ちなみに四万十市立文化センターの施設の概要でございますが、昭和44年11月15日に幡多文化センターとして開館しておりまして、設置者は県でございます。市は委託を受けて、当初は運営をしていたようございますが、平成元年の4月1日から譲与を受けて、四万十市の所有になっております。

**【質疑：上岡委員】**

四万十市立文化センターの閉館後、どういうふうにするのか。これを壊して更地にするのか。後の計画はしているのか教えてください。

**【答弁：戸田生涯学習課長】**

後の利用でございますが、施設としましては耐震等もクリアできてない状態ですので、そのあとの施設をそのまま箱として利用することはございません。6年度に予算を要求いたしまして、解体の算段をするような考えてございます。跡地の理由でございますが、全市的な調整だろうと思ひまして、私どもの方では具体的な方針案等は持ってないのが現状でございます。

※他に質疑なく終了。

●続いて、「生涯学習課事務所の移転について」生涯学習課から報告を受けた。

**【説明：戸田生涯学習課長】**

これについては、まだ確定という段階ではございませんが、この教育民生常任委員会に報告するタイミングによっては、決定した後に話がいくようなことがあってはおかしいことになると思っております。方向性としての説明をさせていただきたいと思ひます。

生涯学習課事務所は中央公民館内にありました。公民館の解体に伴いまして、令和2年4月1日から、古津賀の方に事務所を置いている状況でございます。古津賀事務所は、当然、仮事務所としての

位置付けてございまして、現在教育委員会内で生涯学習課事務所、本庁舎6階の学校教育課スペースに置くことができないか調整をさしていただいているところでございます。組織の規模のこともございますし、総合文化センターの室であったりとか、スポーツの係であったりとか、様々な調整を現在しているところでございます。これは方向としての報告になります。

※質疑なく終了。

●次に、「学校給食における一食あたり単価の見直しについて」学校教育課から報告を受けた。

**【説明：山崎学校教育課長】**

学校給食における一食あたり単価の見直しについてということでございますが、昨今の世界情勢の影響を受けまして、各分野で物価の上昇がっております。本市の学校給食におきましても、あらゆる食材価格が高騰しておりますので、このことによりましてこれまで献立とか食材の工夫で栄養価を保ちながら、子供たちには給食の提供をしてきておりましたけども、ほぼ限界に来ているというような状況になっております。よって、学校給食におけます一食あたり単価、現在でありますと一食あたり、小学生であれば290円、中学生であれば320円という単価を設定させていただいております、月ごとに集めさせていただいております。小学生は5,000円、中学生は5,500円という額を毎月集めさせていただいた中、年度末に清算させていただくという形にさせていただいております。ただ、この学校給食におけます一食あたり単価、先ほどの単価では厳しい状況になってきましたので、この単価の見直しにつきまして開始させていただきました。

その現状につきまして、まず今回報告をさせていただきたいというふうに考えております。下の

(1)につきましては、学校給食法に定められてます学校給食の目標ということで理念等が書かれています。その下に囲み入れて掲載をさせていただいておりますが、これらの目標達成するために、四万十市では以下の方針で学校給食に取り組んでいますということで、安全安心でおいしい給食の提供ということを大前提として置いております。その中でも個別の取組としてとしましては、1番目の栄養バランスのとれたおいしい豊かな給食を実施する。また、2番目の地場産品の積極的な活用。3番目にはその安全性の配慮に伴いまして、できる限り無農薬・減農薬の野菜等も安全でおいしいものと考えられる食材を優先的に購入して使用すること。5番目としましては、関係学校や家庭地域との連携を深めながら、学校給食を通じた食教育の推進に努めるというようなことを方針として四万十市は学校給食を進めさせてきていただいております。

給食用の物資の購入についてということで、どういうことを優先的に考えているかということにつきましては先ほど少し申し上げましたが、地元産の食材を優先的に活用使用すること、無農薬・減農薬の野菜等を優先的に購入するというようなことで進めてこらしていただいております。

四万十市立学校給食センター運営委員会というものを組織をいたしてございまして、毎年協議をさせていただいております。この運営委員につきましては、学校長9名、栄養教諭4名、保護者代表8名幡多福祉保健所の課長にも入っていただきまして、合計22名委嘱させていただいておりますが、今年度の会を10月25日に開催させていただきました。令和4年度の事業の取組、令和5年度の事業計画というところを説明させていただいた後、今回につきましては、この一食あたり単価の見直しにつきまして、これまで四万十市が取り組んできた現状、現在の学校給食における現状、課題等につきまして説明をさせていただきました。その後、今後の方向性についてご意見をいただきながら、協議を行った結果、本市が取り組んできた安全安心でおいしい給食の継続というものと、物価高騰に伴いまして一食あたりの単価見直し、これは当然増額という形になりますけども、一食あたり単価の見直しを行うことにつきましては、ご理解いただいで承認を得たということになっております。

見直しの額については、物価高騰の状況や、栄養教諭等が考えます望ましい給食提供の実現に向けた金額ということ、これは今の物価高騰、他の市町村の状況等も踏まえて検討しなければいけないということになっておりますが、この見直しについては令和6年4月を目指した取組をさせていただきたいということでお話をさせていただいているところでございます。ただ、保護者の意見といたしましては、単価の見直しを行わざるをえないという状況については十分理解できるけども、現在の物価高騰の折、見直し額すべてを保護者負担として給食費に上乗せされるのは大変厳しいと。一定の行政の支援をお願いしたいとの意見もあったということで、こういう意見を基に、内部でもまた調整をさせていただきたいという話をさせていただいております。

学校給食法の中では、学校の給食の施設とか設備に関して、それから学校給食の運営に関する経費については行政負担ですと。その他のものにつきましては、給食を受ける児童生徒の保護者が負担

するということが原則論としては定められておりますけども、この運営委員会の中では、どういうふうな負担にしていくかということについても、今後検討させていただきたいという話をさせていただいているところでございます。

一食あたり単価の推移といたしましては、平成14年から給食始まっておりますが、20年までは小学校240円、中学校270円。21年から28年までは260円と290円、29年からは290円320円と現在の価格で推移をしてきているということではございます。こういうことで、令和6年4月に向けた検討を始めているということ、まずは教民の皆さんに報告をさせていただいた後、2月の次の教民にはもう少し具体的話がさせてもらえるのかなというふうには考えております。

ただ、令和6年4月からと申しましても、物価高騰の影響というのはほぼ直撃のように受けておりますので、子供たちへの影響ということも考えられております。その一方で、国の方からは、11月2日にデフレ完全脱却のための総合経済対策というものも示されまして、この経済対策の中での5本柱の一つとして物価高から国民生活を守るという中での重点支援地方交付金というものにおきましては、小中学校等における各給食等への支援ということもうたわれております。こういうものについては、年内に予算化することというふうな方向性も出されているような状況でありますので、これはまだ具体的なことは言えないかもしれませんが、年内予算化をされるのであれば、その交付金を使った中で、前倒した形で交付金を上乗せ部分を乗せさせていただいた学校給食の提供ということも考えられるのかなというふうには考えてます。これにつきましては、補正で組まなければいけない予算のこと、来年度に向けた当初予算の中でまた協議をしていかなければいけないのかなというふうには考えておりますが、まずは、そういう形で、学校給食の一食あたりの見直しを始めさせていただいたということにつきまして、今回は報告をさせていただきたいというふうには考えておりますのでよろしく申し上げます。

**【質疑：上岡委員】**

単価の見直しやなくて、運営委員の22名の中で、四万十市を無償にしようという話は出なかったが？

**【答弁：山崎学校教育課長】**

学校給食自体を無償化するということにつきましてのお話、これは当然望ましい方向なのかもしれませんが、ただこの運営委員会の中ではそこまでは出ておりませんが、国の方でもそういう議論が始まっていることは私たちも承知をしております。今回の補正予算といいますか、国の経済対策の部分についても、そういうことについて当てられるのかなというふうには考えております。どこまではできるのか、下りてくる予算についても限られたものにはなってくると思いますので、その辺りも見定めながらの提案という形にはなろうかと思っておりますけども、国の方でもそういう形になっておりますが、四国の教育長会だったりとか、そういったところもなかなか一枚岩にならないのは、すべての自治体において学校給食をされているというわけではないというところが引っかかっているところがあるのかなというところ現状のようです。確かに義務教育という部分なんかもあって、この給食の部分については完全無償化ということなんかについても議論されておりますけども、ここについてはまだ国の方でも具体化の動きは出ていない。検討は始まっているというふうにはお伺いしています。市の方としましても、市長等も申しますけども、これを国の施策でというようなお話もさせていただいておりますので、その点につきましては今、市の方向として、完全に無償化をするという方向までは出せていないというような状況でございます。

**【意見：上岡委員】**

国が動いたのは、多分、明石市が動いたからと思うわけよ。えいところは見習わないかん。市長のけつたたかないかんで。明石市ができることは、四万十市もできるという気持ちで無償化にせないかんと、自分は要望したい。

**【答弁：山崎学校教育課長】**

ご意見として、賜らせていただきたいと思います。1点だけ。皆さんもご承知のことだと思いますけども、仮に50円程度上げるとした場合、320円、370円という形の金額になってきたとした場合ですけども、これをすべて無償化するとなると、年間あたり1億7,000万円ほどかかると試算としては出てきている。恒久的な財源というところなどについては、検討しなければいけないということもあります。上岡議員がおっしゃっていただいたようなことについても、当然私たちの中でも考えておかなければいけないところだと思いますので、その辺も含めましてまた検討させていただきたいと思います。

**【質疑：大西委員】**

私も上岡真一議員と全く同意見ですけれども、異次元の少子化対策さっさとやってほしいなという気持ちでありますけど。1点教えて欲しいのが、協議の中でいろいろ意見あると思います。無減農薬野菜等ですよ。ここのその食材の見直し等々、協議内容で入ったのか。地産地消すごい大事だと思うんですけど、それを取るによって単価的には高くなってるといいう実情おそらくあると思うんですけど。そこら辺の部分を協議内容の中で話し合い等あったのか、そこだけ教えてください。

**【答弁：山崎学校教育課長】**

これまでの四万十市の取組ってところが、地産地消の問題であつたりとか、無農薬・減農薬ってことも優先的に取り入れるというところ。これらについても、保護者の中でも、この会の中でもお話をさしていただきました。やはり安全安心ってところが一番だろうというところもあつて、今まで四万十市が取り組んできた方向性については、継続していくべきではないかというお話はいただいたところです。それでもやっぱり一食あたり単価ってところは見直していかないとどうしても今の物価高騰には追いついていないというところもありましたので、物価高騰についても一定理解をします。ただ、最後に申し上げたとおり、すべてが保護者負担になってくると今の状況で厳しいところもあるんで、そこは行政も応援をしてくれないかという意見はいただいと。実際のところ、今の無農薬・減農薬のお米とかっていうところについては、契約単価としてやっていますので、その部分についてはこの物価高騰という額のところだけ見れば上がってないのが現状で、それ以外のところで足りない部分については市場で買わしていただいていますけども、そういうところについては、物価の高騰の影響をもち受けているというような状況もありますので、そのあたりを合わせて考えなければいけないのかなとは思っています。

**【質疑：大西委員】**

前に給食行った時に、栄養士さんの方が1皿少なくしてるといいう現状があつたみたいなんですけど、今回のこの見直しすることによって、それが出るような形の金額内容になるという扱いですか。

**【答弁：山崎学校教育課長】**

栄養とエネルギーというところについては保たなければいけないので、あとは食材の工夫があつたりとか、献立の工夫だつたりとかっていうところでもやっていかなければいけないというのが今の現状です。今の物価高騰の状況で、望ましい給食を提供するためにはどういふふうなメニューにすればいいかっていふのを実際栄養教諭のほうでもはじいていただいています。そうしますと、大体今50円程度は、大体2割ぐらい物価が上がるといふふうに言われてますので、単純に290円に2割掛けていただければ58円という額が出てくるんですが、やはり50円ぐらいのものをアップしていけば、今望ましいと考えられる給食の提供ができるんじゃないかというふうには考えています。

**【意見：上岡委員】**

自分らみたいな小食のものと、ざまに食べる人もおるし。この委員会の中で、四万十市はバイキングにしよういふような話は出ん？四万十市の小中学校はすごいぞと。無償でバイキングぞ、昼飯は。周回せんでも、走ってみんなが競い合うようにバイキングの飯を食いに行くいふような活力のある学校にしてもらいたい。お通夜みたいに座って食べらすいふような給食いふもんは、禅の世界やないがやけん。先のことを考えてもらいたい。あと自分らあ10年ばあしたら死ぬるがやけん。四万十市の明るい未来を語ってもらいたい。

※他に質疑なく終了。

●次に、その他の事項について。

- 小休 —
- 行政視察の報告書の件について、各自提出することを確認。
- 正会 —

●事務局からの連絡事項について。

- 小休 —
- 事務局より2点（年末調整提出依頼、タブレット研修への参加依頼）連絡。
- 正会 —

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し、委員会を終了した。